

## 資料と公共性 : 2019年度研究成果年次報告書

岡崎, 敦

九州大学大学院人文科学研究院 : 教授

藤川, 隆男

大阪大学大学院人文科学研究科 : 教授

市澤, 哲

神戸大学大学院人文科学研究科 : 教授

松田, 陽

東京大学大学院人文社会系研究科 : 准教授

他

<https://doi.org/10.15017/2557155>

---

出版情報 : 2020-03-06. 九州大学大学院人文科学研究院

バージョン :

権利関係 :

## パブリックアーケオロジを参照しながらアーカイブズ（学）について考える －「パブリックアーケオロジの射程：背景、成立、現状」研究会へのコメント－

中島康比古

### 1 はじめに

2019年11月2日、九州大学西新プラザ多目的室において、「資料と公共性」研究会の2019年度第2回研究会が開催された。その前半では、村野正景氏による趣旨説明の後、松田陽氏（「パブリックアーケオロジの成立と展開」）および岡村勝行氏（「欧州現代考古学の近年の動向」）による報告が行われ、後半では、参加者を交えた質疑や討論が行われた。

本稿では、日本におけるパブリックアーケオロジ(public archaeology)の代表的存在である両氏の報告等を踏まえ<sup>1</sup>、パブリックアーケオロジという光に照らして、記録／アーカイブズおよびそれを支える専門知（以下「アーカイブズ（学）」という。）の来し方行く末について考えを巡らせてみたい。

### 2 パブリックアーケオロジの成立とアーカイブズにおける「社会」の発見

松田氏によると、パブリックアーケオロジという言葉は初めて使ったのは、Charles R. McGimsey の1972年の著作(Public Archeology)であり、ここでは、開発による遺跡破壊を防ぐために、考古学者が率先して市民を教導し、考古学に対する社会的支援を獲得するとともに、市民による考古学への関与を働きかけるものであったという。その後、米国では、開発を前に行われる遺跡の緊急発掘を指す言葉として定着したのち、1980年代後半から、英国、カナダ、オーストラリアへ伝わり、さらに、世紀転換期前後に世界へ広がった。その過程において、その意味するところも、実践的なものから、「実践と思弁が複合した領域」へと変貌してきたという。そのようなパブリックアーケオロジの成立と発展には、3つの要因があると松田氏は指摘する。それは、第1に、ポストモダンなどの思潮を背景とする「ポストプロセス考古学の台頭」、第2にポストコロニアリズムなどの表れである「過去をめぐる政治問題」の「表面化」、第3に「市場主義経済の深化」－ある意味では「新自由主義」－であると<sup>2</sup>。

では、パブリックアーケオロジが生まれた1970年代から現在までの間に、アーカイブズ（学）においては、どのような動きがあっただろうか。過去150年ほどのアーカイブズ（学）の潮流について考察したTerry Cookの論考によれば、アーカイブズ（学）においても、1970年代から、理論的にはポストモダンの思潮を背景に、従来のパラダイムの転換を迫る動きが生じた。それまで「歴史学」(historiography)に基づいて行われていた記録の評価選別(appraisal)は、むしろ、社会における記録作成者の機能や活動に基づいて行われるようになり、国家だけでなく市民の活動を記録することに目が向けられるようになった。政府の行政は、単一の階層制(hierarchy)を特徴とするとは必ずしも言えなくなり、再編や統合を

繰り返すようになった。それに伴い、伝統的な「出所」(provenance)や「原秩序」(original order)などの概念に対する見直しの動きが見られるようになった。また、政府のアカウントビリティや透明性が強く求められるようになるにつれて、アーカイブズも、正義や人権との結びつきを強め、その所蔵する記録は、南アフリカ、カナダ、オーストラリアなどにおいて、過去の「不正」を明るみに出すために用いられるようになった。他方で、記録の管理や保存、記述などの領域において、概念モデルや標準(ISO15489、OAIS 参照モデル、Moreq2、ISAD(G))を開発するという動きも見られた。

それ以前の時期(概ね 1930 年代以降)において、二つの世界大戦や世界恐慌を背景とする国家の活動領域の急拡大に伴う記録の爆発的増加に直面して、そのうちの 3~5%の記録を遺すに際して、アーカイブズ—また、そこで働く歴史家的素養を持ったアーキビスト—は、主に歴史家による利用を想定した評価選別を行っていた。歴史研究の潮流が変化して「底辺からの歴史」(history from bottom up)が注目されるようになると、政府の上層における政策に係る記録だけでなく、個々の個人や集団を扱う個別案件ファイル(case files)が注目されるようになった。アーカイブズが受け入れる記録は、選別してもなお膨大であり、アーキビストはフォンドやシリーズなどの大まかな単位での記述を行わざるをえなくなった。国(連邦)や地方(州等)のアーカイブズ—カナダを例外として—は、政府の公的記録のみを受け入れる一方、個人の私的なアーカイブ記録は、国および地方ならびに大学の図書館、博物館、特別文書センター等に受け入れられた。大学図書館等で働くアーキビストの多くは、学術研究プログラムを支える特別な文書コレクションを形成するようにとの教授からのプレッシャーを感じたり、アーキビスト自身の歴史に対する偏愛(predilection)に従ったりしながら、大学運営に係る公的(official)記録の受け入れよりも、個人の手稿(manuscripts)の収集に力を入れていたという<sup>3</sup>。

以上紹介した Cook の述べるところから従えば、パブリックアーケオロジーの成立と展開が見られたのと同じ時期に、アーカイブズ(学)においても、大きな変化が生じていたといえるようである。それまで、アーカイブズおよびアーキビストは、単純化して言えば、歴史学—アーキビストが教育を受けた知的基盤でもある—と歴史家の利用ニーズに即して活動していた。アーキビストは、歴史家とは別個の実務者集団として成立していたものの、限られたコミュニティに専ら貢献する存在であった。だが、1970 年代以降、アーカイブズ(学)は、歴史学から自立する傾向を強めるとともに、歴史家のコミュニティだけでなく、より広範な「社会」を自らが貢献すべき対象として発見し、その社会とのやりとり(interaction)を日常的に行うようになったのである。そこには、パブリックアーケオロジーと同様に、ポストモダンの思潮やポストコロニアリズムなど—「東西冷戦」の終結および「東側」社会主義体制の崩壊による影響等も相まって—に突き動かされた「過去」の問い直しの動きを見てとることもできる。

また、記録の管理等に係る概念モデルや標準が近年相次いで開発されていること背景には、言うまでもなく、情報通信技術 (ICT) の発達がある。記述標準については、アーカ

イブズ (学) において、図書館の世界に類似したものを作ることが第2次世界大戦の前後から試みられていたが、複数のアーカイブズ間で相互に目録を交換・共有する必要などから、1980年代以降、パーソナルコンピュータ(PC)が身近な存在となったこと、さらにインターネットが普及したことなどにより、その動きが促進されたといえる<sup>4</sup>。

さらに、記録管理に係る最初の国際標準として ISO15489-1<sup>5</sup>が制定(2001年)されてから約20年が経過した2019年末現在、同標準の原案を作成した ISO/TC46/SC11—アーカイブズ・記録管理を担当する国際標準化機構 ISO の技術委員会小委員会—が関係する ISO 標準は19件。そのなかには、国際公文書館会議(International Council on Archives. 以下「ICA」という。)が原案を作成した ISO16175 シリーズ<sup>6</sup>も含まれる。一般に、国際標準については、その位置づけが近年になって変化したと言われる。その変化の要因の一つとして挙げられるのは、1995年の世界貿易機関 WTO 発足時に発効した TBT 協定(Agreement on Technical Barriers to Trade)により、国内標準を定める際、国際標準が存在する場合には原則として当該国際標準を基礎として用いることが加盟各国に義務づけられたことである。これは、独自の国内標準が非関税障壁となることを防ぎ経済のグローバル化を促すことを意図したものであり<sup>7</sup>、「市場経済主義の深化」そのものに関わっているといえる。個人も組織も、市場において有利な立場を得ようとして戦略的に標準を利用することになる、このような状況を「新自由主義」のあらわれと呼ぶこともできる<sup>8</sup>。近年における記録管理に係る ISO 標準の急増が、このような国際標準全般をめぐる動きと無縁であるとはいえないであろう。

### 3 パブリックアーケオロジーへの4つのアプローチとアーカイブズにおけるパブリックプログラム

さて、松田氏の報告では、パブリックアーケオロジーへの4つのアプローチ—「教育的」(educational)「広報的」(public relations)「多義的」(multivocal)および「批判的」(critical)—についても紹介された。「教育的」アプローチは、考古学コミュニティの外にいる「市民が過去、そして考古学という学問を考古学者と同じような視点から理解できるように導くことを目指す」。「広報的」アプローチは、「宣伝・アピール活動」を通じて「市民が抱く考古学のイメージをより良いものに」することにより、「社会、経済、政治的な支援が得られるようになることを目指す」。これら2つのアプローチが「より実践主導的、現実対応的」であるのに対して、「多義的」および「批判的」アプローチは「より理論主導的、変革志向的」とされる。そのうち、「多義的」アプローチは、考古学者以外の様々な主体による「非考古学的な視点からも多様な解釈を可能とする」もので、「そもそも過去の物質的痕跡が人々にとって何を意味しているのかということをも文化人類学的に追及することを目指す」。「批判的」アプローチは、「考古学の実践や解釈が既存の社会政治的な体制のあり方にどのように関係・貢献しているのかを検証することを目指す」。その初期において、パブリックアーケオロジーの主流を占めていたのは、「教育的」および「広

報的」アプローチであったが、1980年代後半以降、「多義的」および「批判的」アプローチが「浮上」してきたとされる。さらに、2010年代に入って、「批判的」アプローチに翳りが見えるとも<sup>9</sup>。

以上の議論を踏まえて、本節では、アーカイブズ（学）の状況を、主にパブリックプログラム—パブリックアーケオロジ—における「教育的」および「広報的」アプローチに類似すると考えられる—の観点から見てみよう。

アーカイブズおよびアーキビストは、記録の保存と利用を専門とするとされるが、記録のアクセス・利用・公開に対して、さほど重きを置いてこなかったとも言われる。Gillian Oliver は、オーストラリア・アーキビスト協会によるアーキビストに必要なスキルの要約—6項目のスキル中、「アクセス」は4番目に「アクセスへの制限」に関連して出てくるほか、ユーザへの言及が最後の6番目に現れる—を例にひきながら、記録のアクセスに係る考慮に対して、アーキビストは優先度を最も低く位置づけていると主張しうると述べる。とはいえ、そこには、一定の「理由」もある。アーキビスト等は記録の「証拠」性を最も重視してきた。ここから、記録／アーカイブズに対するアクセスを誰に、いつ認めるべきかに関する注意を払うことが求められる。このような注意をせずに「管理人として信頼できる」(trustworthy custodians)と見なされなくなれば、記録がアーキビストに託されないというリスクが生じる。また、記録は、その内容のみならず、それが作成・維持管理されるコンテキストが重要であることから、唯一無二(unique)なものだと理解されている。そのため、記録の保護や保存に格別の注意が払われることとなる。さらに、公的セクターでは、アーカイブズ法により記録の非公開期間が定められることがあるほか、プライバシー法によるアクセス制限も存在する。これらに加え、記録の寄贈者—潜在的なものを含む—に対する配慮も必要とされる。一定の非公開期間を設定するなどの配慮を欠けば、記録が寄贈されなくなる結果となる可能性がある<sup>10</sup>。

このように、アーカイブズおよびアーキビストが対象とする記録に対するアクセス・利用・公開は、その保存やアクセス制限とのバランスの確保を図りつつ考えることが多くの場面において求められる<sup>11</sup>。また、前節で見たように、アーカイブズは長い間かなり限られた狭いコミュニティとのみ関係を結んできた。それにもかかわらず、あるいは、そうであるからこそ、アーカイブズにおけるパブリックプログラムの成立と展開について論じた Sigrid McCausland は、社会の広範な成員に対してアーカイブズが自らの存在、所蔵資料および業務を提示し、その理解を促すパブリックプログラムは、今日では、アーカイブズの基幹業務(core function)の一つとして位置づけられていると述べる<sup>12</sup>。アーカイブズも手稿保存施設(manuscript repositories)も一般市民(the general public)に対する志向性を有していなかったなかで、英語圏において、アーカイブズのパブリックプログラムに関する議論が始まるのは1970年代であった。1980年代に入り、アメリカでは、アーキビスト協会(Society of American Archivists, 以下「SAA」という。)が出版したマニュアルなどで取り上げられるようになる。1990年代初めまでは「アウトリーチ」(outreach)という言葉が好まれていたが、

その後、「アウトリーチ」は、施設の目的および所蔵資料に関する情報ならびにサービスを外部の人々に対して提供する役割を強調するようになる。また、北米では、「アウトリーチ」と「アドボカシー」(advocacy)が本質的に同じことなのか否かについても、長く難問であるとされてきた。SAA が公表しているアーカイブズ学に係る大学院課程ガイドラインでは、アウトリーチとアドボカシーが不可分であるとしている。ある報告によれば、アウトリーチが第一義的にアーカイブズの所蔵資料およびサービスを利用するであろう人々に対する意識啓発と教育のための活動であるのに対して、アドボカシーは、意思決定をする力や権限を有するステークホルダーに対するものであると理解されている。さらに、パブリックプログラムがアーカイブズの基幹業務としての位置づけを獲得するまでには、アーキビストによる所属組織内部における理解を促す取組や資料利用の有り様の変化—たとえば、社会史への注目—などがあった。今日、アーカイブズが行うユーザまたは一般市民に対するパブリックプログラムとしては、(1)紙媒体またはデジタルによる出版・公表(ガイド、リーフレット、ニューズレター、絵はがき、記念出版物、資料複製等)、展示(施設内または巡回、デジタルによるバーチャル展示等)、広報(新聞や雑誌の記事や定期的に掲載されるコラム、テレビやラジオの広告、ラジオのトーク番組等)、教育プログラム(学校の学生・生徒向け、または系図研究者等の特定のユーザ集団向けなど)、セミナーおよびワークショップ、トークまたはレクチャー、ツアー(アーカイブズ施設内または地域のウォーキング・ツアー)、催し物(施設オープン・デーなど)など、多様な実例がある。アーキビストのなかには、パブリックプログラムのうち、特に一定の解釈を必要とする展示については、アーカイブズの公平性(impartiality)や信頼性(authoritative quality)を脅かすものとして懸念を表明する者もいる一方で、ユーザではない幅広い人々に理解されるのであれば、解釈も必要であるとする者もいる。アメリカ連邦政府公文書記録管理院(National Archives and Records Administration. 以下「NARA」という。)では、展示や行事などのパブリックプログラムと学校向けの教育プログラム(遠隔学習プログラム等)を区別しており、NARA 施設にあるミュージアムでは常設展や企画展が開催され、独立宣言が展示されているスペースで歴史好きが一晩を過ごすことができるイベントも実施されている。その光景は、学術研究をする歴史家が閲覧室で静かに資料を読むという伝統的なアーカイブズ像とは相当に隔たりがある。時を経て、パブリックプログラムは、業務の周縁から主流へと成長したのであるが、それと同時に、公共セクターのマネジメントに新自由主義または経済的合理主義が定着したのだと McCausland は述べている。

以上見てきたように、アーカイブズにおけるパブリックプログラムは、1970～80年代に生まれた後、現在まで多様な展開をしてきたことが見て取れる。その実践例は、パブリックアーケオロジーにおける「教育的」および「広報的」アプローチに通じるものがあるといえるのではないか。そこでは、資料の直接的な利用者—将来利用者になる潜在的可能性のある学生・生徒等を含む—のみならず、それ以外の幅広い人々にも、アーカイブズの機能や資料を示し、その存在と意義の認知と理解を促そうとする。パブリックプログラムは、

今日、社会からもアーカイブズ（学）の側からも必要とされており、今後も、その重みが減じることはないように思われる。

次節では、パブリックアーケオロジーにおける「多義的」および「批判的」アプローチに類するアーカイブズ（学）の動きについて取り上げよう。

#### 4 先住民等に関わる記録をめぐる

第2節において、Cookの論考によって、南アフリカ、カナダ、オーストラリア等で過去の「不正」を明るみに出そうとする運動のなかでアーカイブズ所蔵記録が用いられたことに言及したが、本節では、まず、カナダにおける先住民に関わる記録をめぐる問題等について考察したMelanie Delvaらの論考を紹介する。

2011年の夏、カナダ・バンクーバーにある教会のアーキビストは、先住民コミュニティの住民の訪問を受けた。住民は、この教会のアーカイブズが所蔵する「コロンビア沿岸ミッション」(Columbia Coast Mission)－1904年に始まり、この沿岸地域における医療等の提供や教会活動などを実施－の記録群に含まれる約150枚の写真－ミッションのメンバーである医師らが撮影した素人写真で、先住民コミュニティの儀式、慣習、家族生活などを写したものが含まれる－から成るサブ・シリーズを閲覧すると、このサブ・シリーズの写真は承諾を得ずに撮影されたであろうと強く主張し、それらの利用／コントロールのために、オリジナル写真全てをコミュニティに引き渡すか、あるいはスキャンして提供するように要求した。これに対して、教会のアーキビストは、引き渡しを拒否するとともに、ごく一部の写真を複製することに同意した。当時、このアーカイブズの内規では、フォンドやコレクションの20%のみ複製できることになっていたのである。アーカイブズは、要求を拒絶、殊に写真全ての複製を拒絶したことにより、先住民コミュニティの怒りと苦痛、嘆きに直面することとなった。しかしながら、その2年後、アーキビストは先住民コミュニティの人々に心から謝罪し、コミュニティから受け容れられた。また、アーカイブズは、写真全てをデジタル化して提供した。それ以来、アーキビストはコミュニティと連絡を取り合い、この事例を広範なアーカイブズ・コミュニティと共有し、この種の無神経さが繰り返されることを防ぐようにすることの承認を請い、これも受け容れられた。ここで、Delvaら著者たちが問うのは、西洋由来のアーカイブズに係る理論や倫理のあり方である。写真を記録群から除外することを拒んだのはアーカイブズの理論や倫理綱領に基づいており、フォンドや原秩序、出所の尊重は、いずれも、それらの保存を当然の前提としている。西洋のアーカイブズ理論、そして、そこからもたらされる倫理綱領の問題は、先住民の権利に関する話し合いの複雑さを尊重してもいなければ考慮に入れてもいない。そもそも記録の存在を欲しない、したがって廃棄を求める文化的伝統があるにもかかわらず記録を保存すべきなのかに関する対話は、閉ざされているだけでなく妨げられてもいる。アーカイブズに関する倫理は、より倫理的な決定を下すことを妨げていると論じる根拠がある、と<sup>13</sup>。

オーストラリアにおいても、先住民の子どもたちに対する同化政策や児童虐待に関する

記録のあり方などをめぐる議論から、従来のアーカイブズ理論および実務に対する根本的な疑問が提起されている<sup>14</sup>。ここでは、「アーカイブズの多元的宇宙を志向する」(Toward the archival multiverse) Sue McKemmish らの論考を紹介する<sup>15</sup>。オーストラリアにおいては、かつての同化政策の下で家族から引き離された先住民の子どもたちである「盗まれた世代」(stolen generations)、および児童養護施設でネグレクトや虐待を受けた「忘れられたオーストラリア人」(Forgotten Australians)の人々が自らの記録に対する広範な権利を主張し、記録へのアクセスや開示を超えて、記録の管理やアクセス可能性に関する決定への参画、さらに、自らに関する政府機関の記録に自らの物語を加えるよう求めている。従来のアーカイブズ理論や実務を省みると、評価選別および記述においては、単一の「記録作成者」(records creator)が活動するコンテキストに特権的な位置づけを与えてきた。このようなコンテキストのなかでは、「作成者」以外の他の当事者たちとの協議は全く、または、ほとんどなされないまま、評価選別に係る決定が行われる。記述システムでは、単一の作成者のコンテキストは捕捉されるが、記録にとどめられた活動や出来事に参加した他の人々のコンテキストが捕捉されることはない。ここでは、単一の出所(provenance)か、せいぜい、逐次的(sequential)な多元的出所が記述されるにとどまる。主体(agency)の地位は、政府機関に対して与えられ、先住民に与えられることはない。しかも、多くの場合、先住民の記録は、人類学者や非先住民組織のコレクションのなかで見いだされるのである。このような従来の理論や実務に対して、著者らは、記録の作成過程に寄与した、または記録が作成されるコンテキストである行為によって直接的な影響を受けた者全てを「記録作成者」に含めるように定義を拡張すれば、「共同作成」(co-creation)の観念および平行(parallel)または同時多元的(simultaneous multiple)出所により、「記録主題」(records subjects)は「記録主体」(records agents)に位置づけ直されると論じる。これら「作成」や「出所」の捉え直しは、やがて記録の所有、管理、アクセス可能性およびプライバシーに関する権利、責任および義務の範囲を広げていくことに寄与するであろう、と。

以上紹介した2つの論考は、いずれも、従来のアーカイブズ(学)のあり方に対して根本的な見直しを求め、新たな視点を提示するものだといえる。記録・資料は、それを作成・収集・蓄積した者—組織や個人—のもとで一定期間保管された後、アーカイブズに移管・寄贈等され、さらに、アーカイブズ・アーキビストが編成・記述等した上で長期に保存し利用に供される。この単線的なプロセス—それをモデル化したものが、いわゆる「ライフサイクル」論であろう—において、考慮される主体(agents)は、専ら作成・収集・蓄積者、アーカイブズ・アーキビスト、ユーザに限られてきた。しかしながら、記録・資料の作成・収集等のコンテキストである作成者の社会的行為には、多くの場合、その行為の相手方・対象(objects)—個人、団体、コミュニティ、社会等のほか、事件、事故、イベントなどの事象や自然環境等も含まれる—が存在する。それらは、評価選別において記録の重要度を判断する際の考慮要素となることはあるだろうが、その相手方・対象の意向等を直接・間接に確認する手続きなどは必ずしも組み込まれていない<sup>16</sup>。記述においては、記録・資料の

内容上の主題(subjects)として位置づけられるまでのことである。一方で、情報やデータの利用とプライバシー保護の調整を図るコンテキストにおいて、個人を識別するデータや情報の扱いをめぐる、記録等に含まれる情報の当事者をデータ主体(data subject)や情報主体(information subject)と称して、一定の権利主体として位置づけるという考え方も存在している。このことを踏まえれば、多様な主体(agents)による記録・資料に対する多様な関わりを視野に入れ、それらの主体性をアーカイブズ(学)に組み込んでいくことは、従来の枠組からの「跳躍」を必要とするとはいえ、必ずしも難しくないように思われる。他方で、そのような「跳躍」を支える概念が「共同作成」(co-creation)や「共同作成者」(co-creator)であるのかという点については、さらなる検討が必要なのではないか。記録の作成過程に関わったり、記録作成のコンテキストである行為や事象に影響を受けたりした者を「共同作成者」とするのは、上述のカナダやオーストラリアの事例における当事者たちのように、意図せざる不本意な形で記録作成の過程に巻き込まれた人々について考える場合、そのような実態を覆い隠す結果に到るおそれさえあるのではないか。とりわけ、「多元的宇宙」を志向するのであれば、「作成」という単一のコンテキスト—それが、従来の「作成」概念の再定義を含むものであったとしても—に収めるには、実態は、あまりに多様すぎるようにも思われる。ともあれ、本節で紹介した論考を含む、ポストコロニアリズムなどの思潮を背景とする近年の議論は、パブリックアーケオロジーにおける「多義的」および「批判的」アプローチに通ずるものがあるといえよう。

## 5 アーカイブズ記述は多様性の扉を開くか？

前節では、記録・資料に対する多様な主体の多様な関わりをアーカイブズ(学)の枠組—理論や実務—に組み込むことなどを求める近年の潮流の一端を見た。では、具体的・実践的に、どのような組み込み方が可能なのであろうか。この問いについて、本節では、記録・アーカイブズに係る記述・メタデータに係る概念モデル等を通して考えてみたい。

周知のように、現在までに ICA が策定した記述に係る国際標準は、ISAD(G)、ISAAR(CPF)、ISDF および ISDIAH の 4 件。このうち、ISAD(G)は、主に記録そのものの記述に係るものであるのに対して、他の 3 件の標準は、記録の作成・管理等に係るコンテキストを記述するためのものである。

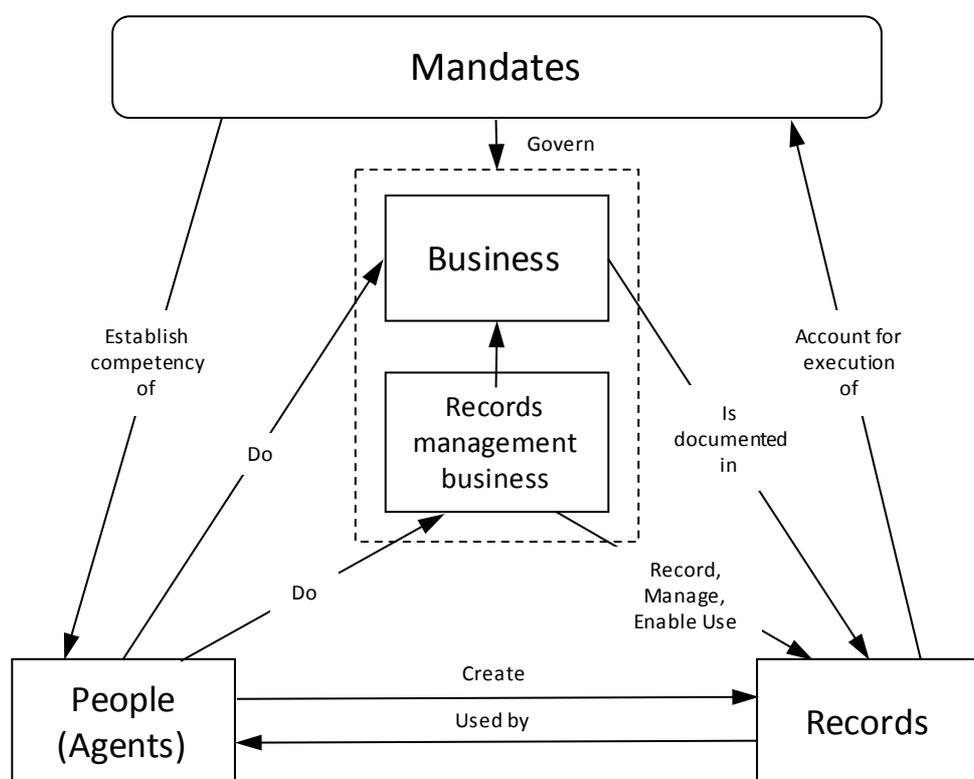
また、ISO-15489-1 と関連する標準として、記録に係るメタデータを対象とする ISO23081 シリーズも発行されている<sup>17</sup>。同シリーズのうち、記録管理に必要なメタデータに係る「原則」を取り扱う ISO23081-1 では、ISO-15489-1 をサポートする主なメタデータ類型として次の 5 類型を挙げている。

- ・ Records : 記録自体に関するメタデータ
- ・ Mandates : 業務の規則または方針および権能に関するメタデータ
- ・ Agents : 主体(agents)に関するメタデータ
- ・ Business : 業務の活動又はプロセスに関するメタデータ

- ・ Records management business : 記録管理プロセスに関するメタデータ<sup>18</sup>

また、記録管理に必要なメタデータに係る「概念および実装に係る問題」を取り扱う ISO23081-2 では、上記の類型に整理される実体(entities)間の関係(relationship)の証拠を捕捉し、それを記録オブジェクトと永続的にリンクさせることが、記録管理のためのメタデータに求められる要件の鍵であるとしている<sup>19</sup>。以下の【図】は、ISO23081-1 および ISO23081-2 において、記録管理に係るメタデータに関する実体と複数の実体相互の関係を模式図の形で示しているものである。

【図】 ISO23081 における記録の管理に係るメタデータに関する主な実体と関係<sup>20</sup>



実体と複数の実体相互の関係を記述するという考え方は、2012年以來、ICAの専門家グループ(Experts Group on Archival Description. 以下「EGAD」という。)によって進められている既存の記述標準4件を包括する標準の策定に係る取組にも見出すことができる<sup>21</sup>。EGADは、アーカイブ記述に係る概念モデルである「コンテキストにおける記録」(Records in Contexts. 以下「RiC」)および同オントロジー(Records in Contexts Ontology. 以下「RiC-O」)の2部構成の標準を想定しているとのことで、まずRiCの草案が2016年9月に、そしてRiC-Oの草案が2019年12月に公表された<sup>22</sup>。ここでは、RiC草案の概要について紹介しよう。

RiC 草案は ICA が公表している既存の記述標準 4 件の必須内容を、「コントロール」(control)を除き、全てカバーすることを意図して取りまとめられている。それゆえ、中核をなす記述実体、実体の特性または属性および属性間の必須の関係が含まれている。一方で、実体間の関係の特定および定義という課題は未だ完了していないとしている。また、従来理解されてきた「出所」や「原秩序尊重」等の原則は疑問を呈され批判されているとして、記録や記録群に対する複数の人間や集団による様々な関係が存在しうることや、「原秩序」は所与の時点—記録が集積されるコンテキストから移される時点—における記録の状態としてのみ理解されるようになってきていること、記録が集積される間、記録の秩序は動的なもの、流動的なものであることなどを考慮しているとされる。その上で、4 件の記述標準を統合し相互に関連づけ包含するために必要な主要記述実体(primary descriptive entities)として、Record、Record Component、Record Set、Agent、Occupation、Position、Function、Function (Abstract)、Activity、Mandate、Documentary Form、Date、Place、Concept/Thing を挙げ、それぞれの定義、用例等を示している。さらに、RiC 草案には、これらの実体が他の実体—同類型のものを含む—との間で有する関係(Relations)を列挙したリストが収められている。例えば、実体 Record については、約 70 件の Relations が挙げられている。Record は Agent との間で「Agent によって所蔵されている」「Agent によって作成された」等の関係を有しうることが示されている。

元来、EGAD の取組が既存の記述標準を包括することを企図していることから、RiC 草案の内容は、これまでのアーカイブズ (学) の世界を超えるものとなっているとはいえない。だが、従来の「約束事」を概念モデルで再整理してみることによって、見えてくることもある。特に、実体が他のあらゆる実体との間で「関係」を有しうると理解できることを高く評価する声もある<sup>23</sup>。一方で、厳しい批判的意見も表明されている。例えば、電子記録管理に関する国際研究プロジェクト InterPARES Trust が公表しているコメントでは、RiC 草案がアーキビストを中核的な「記述実体」として考えていない、アーカイブズのユーザの役割に対してほとんど注目していないなどと批判し、標準策定プロセスの透明性や公正性等の確保を訴えている<sup>24</sup>。だが、この批判は、ある意味では「期待」の裏返しともいえる。本来、RiC 草案が示そうとしている概念モデルは多様な実体間のさまざまな関係を包摂しうるものであり、そのような潜在的可能性が今までのところ十分に発揮されていないように思われるのである。もとより、標準を作るという活動は、そこに盛り込むべき事項をめぐる「闘争」と「妥協」を伴うものである。例えば、前節で見たような「共同作成」という概念は、Agent と Record との「関係」として取り込まれるのだろうか、あるいは、標準とは別の体系において独自に定義されることになるのだろうか。

## 6 ヨーロッパにおける考古学者とアメリカにおけるアーキビスト等の現況

最後に、資料情報管理の専門職としての考古学者とアーキビスト等の現況について、それぞれヨーロッパとアメリカの例を見ておきたい。

研究会における岡村氏の報告では、ヨーロッパにおける職業考古学者の現況について調査した「ヨーロッパ考古学者発見」(Discovering the Archaeologists of Europe. DISCO)プロジェクトに関する紹介・考察がなされた。DISCO プロジェクトは、2006～2008年に第1回(EU加盟12カ国が参加)、2012～2014年に第2回(EU加盟21カ国が参加)実施された。第1回と第2回を比較した場合、特に2008年以降の経済危機の影響を受けて、職業考古学者が所属する組織が全体的に縮小し、事前考古学が民間化しているスペイン、アイルランドおよび英国で考古学者数が減少した。また、ジェンダーについては、第1回においては、男性が54.1%であるのに対して女性が45.9%であったものが、第2回では、女性が50.7%、男性が49.3パーセントで、女性が男性より多くなった。20～30歳代で女性の比率が非常に高く、全体として女性が占める比率が今後も上昇することが見込まれる。考古学者たちが受けた教育については、第1回と第2回の比較が可能な11カ国で、高学歴化の傾向が見取れるという<sup>25</sup>。

次に、アメリカのアーキビストについて。2017年4月～5月、SAAの女性アーキビスト・セクションは、オンラインアンケートにより、アーキビストの給与調査を実施した<sup>26</sup>。この調査は、アーキビスト、特に女性アーキビストの給与に係るデータへの関心を反映したものであるが、年齢、人種・エスニシティ、性同一性等のアイデンティティがアーキビストの雇用、給与等にどのように影響しているかに関するデータの収集も意図されていた。調査へ回答したのは2,430人で、そのうち、2,170人が全ての質問に回答した。また、1,717人がSAA会員であると答えたが、これは、2017年5月現在のSAA会員6,080人の約28%にあたる。SAAが2004年に実施したアーキビストに対する大規模アンケート調査「アーセンサス」(A\*CENSUS. 以下「2004年調査」という。)の回答者数が5,620名であったこと<sup>27</sup>、およびアメリカ連邦政府労働省労働統計局(Bureau of Labor Statistics (BLS) of the U.S. Department of Labor. 以下「BLS」という。)によって公表されている職業別雇用・賃金(Occupational Employment and Wages)の推計によれば、2018年5月現在、全米で雇用されているアーキビストは6,370名とされていることから見て<sup>28</sup>、今回の回答者数は、過去と比べても、現在の総数から見ても、捕捉率があまり高くないといえる。そのような状況を踏まえつつ、調査結果の概要を紹介すると、まず、ジェンダーについては、女性が82%であるのに対して男性は14%である。2004年調査では、女性が65%、男性が34%であったことから、さらに女性の比率が高まったことが確認できる。2004年調査で、比率として男性1人に対して、女性が20歳台で3.8人、30歳台で2.0人などであったことを考慮すると、この変化は、10年以上経過した間に生じたものとしては想定範囲ともいえよう。次に、人種・エスニシティについては、白人が88%、アフリカ系が3%、ラテンアメリカ系が4%、アジア系が2%、北米先住民族が1%、二人種・多人種(bi/multiracial)が3%となっており、2004年調査と変化がほとんど見られない。雇用主＝所属機関については、学術機関が39%、政府機関が18%、手稿・特別コレクション保存施設が15%、博物館が10%、非営利団体が11%となっており、学術機関の比率は2004年調査(36%)と同様である。取得した最高学

位については、博士号が4%、修士号が92%、学士が4%となっている。2004年調査では、全回答者の72%が修士号、9%が博士号取得者であったことと比べ、最新の状況は、修士課程修了が、アメリカにおけるアーキビストの事実上の「標準」となっていることを表している。人種・エスニシティと年収の関係については、白人が46,000～59,999ドルの範囲に該当するのが最も多い(白人の34%。以下、同様に各人種内における比率を記す。)のに対して、アフリカ系(37%)およびラテンアメリカ系(39%)では60,000～79,999ドルの範囲が、アジア系(38%)は白人と同様の46,000～59,999ドルの範囲が、最も多くなっている。ただし、前述したとおり、白人以外の人種・エスニシティに属するアーキビストがきわめて少数であることから、これらの比率の高低がどの程度有意であるのか疑問の余地もある。

ところで、BLSの職業別雇用・賃金推計は、800種以上の職業分類についてデータを整理・公表しているが、このなかに、記録管理の専門職としてアーキビストと並ぶ存在であるレコード・マネジャーは存在しない。BLSは職業別に業務内容、就労環境、報酬やその職業に就くのに必要な教育や資格等に関する概要情報を提供するコンテンツをウェブサイト上で公表している(Occupational Outlook Handbook)が、そこでも、アーキビストはあるもののレコード・マネジャーは見当たらない。BLSの雇用統計等の職業分類は、連邦政府の行政管理予算局(Office of Management and Budget)が取りまとめている「標準職業分類」(Standard Occupational Classification)に基づいて行われており、同分類に、そもそも、レコード・マネジャーが存在しないのである。同分類に関する手引きを見ると、「管理業務マネジャー」(Administrative Services Managers)の実例として、「記録情報マネジャー」(Records and information Manager)および「記録管理ディレクター」(Records Management Director)が、「ファイル・クラーク」(File Clerks)の実例として「レコード・クラーク」(Records Clerk)が、それぞれ挙げられているに止まる<sup>29</sup>。

このことに関連して、Kathryn A. Scanlanは、「管理業務マネジャー」も「ファイル・クラーク」も、レコード・マネジャーの特質と広がりを示すには不十分であるとする一方で、記録管理に関する公式的な教育が比較的最近始まったこと、現在の記録管理実務者の多くが大学卒業後ある程度独学で知識を身につけたことなどを指摘している。また、レコード・マネジャーの先達たちが長く「准専門的」(paraprofessional)な活動をしてきたことが今日における記録管理という分野の発展の障壁となっているとも述べている<sup>30</sup>。

長く「准専門的」な活動をしてきたことがBLSの用いる職業分類の中に存在していないことの理由になるのか、にわかには判断できない。むしろ、より広い概念である「管理業務」のバリエーションとして「記録管理」や「記録情報管理」が位置づけられているようにも見える。いずれにしても、そのような職業の位置づけが論点となりうるのは、雇用慣行—「メンバーシップ」型をとる日本とは異なり、アメリカを含む諸外国は「ジョブ」型である<sup>31</sup>—を反映しているからだとも言える。

## 7 おわりに

本稿では、松田、岡村両氏のパブリックアーケオロジーに関する報告をアーカイブズ（学）に対する問いかけととらえ、近年のアーカイブズ（学）の動向について、パブリックアーケオロジーと響き合うような類似性に注目して、紹介・考察してきた。一方で、研究会当日も議論になったが、記録の評価選別や資料の収集に係る基準については、アーカイブズ（学）と考古学の間における違いが際立ちうることも容易に想像されるが、今回は、紙幅の都合もあり、取り上げなかった。そういう意味では、ある種の「偏り」がある「返歌」である。

気づけば、21世紀も最初の5分の1を終えようとしている。現在までに生み出された、そして、今後生み出されるだろう記録・資料の管理・保存・利用等を考えるとき、それらに係る専門知＝アーカイブズ（学）は、どうあるべきか。本稿で取り上げた最近の動向は、長く支配的であった思想や理論、方法論や実務の在り方が広く深く大きく変化しつつあることを物語っているように見える。

<sup>1</sup> 以下、両氏の報告に言及する際は、当日の報告レジュメのほか、両氏の共著『入門パブリック・アーケオロジー』（同成社、2012年。以下『入門』という。）による。

<sup>2</sup> 以上、当日の報告・レジュメおよび『入門』19-23頁。

<sup>3</sup> 以上、Cook, Terry, Evidence, Memory, Identity, and Community: Four Shifting Archival Paradigms, *Archival Science* (2013) 13:pp.95-120. による。Cookによれば、1930年代までの時期において、フランス革命後に国民国家の公的機関として設置されたアーカイブズ機関では、中世および近代初期の記録をエリート学者等に利用させていた。なお、このCook論考を紹介した邦語文献として、清原和之「『アーカイブズ学と公共歴史学に関する研究動向—『アーカイブ』とその『活用』を問い直す—」岡崎敦編『資料と公共性 2018年度研究成果年次報告書』（九州大学大学院人文科学研究院、2019.）84-98頁を参照。

<sup>4</sup> マイケル・クック「ISAD(G)からオーソリティ・コントロールへ：国際記述標準報告」p99. およびヒューゴ・L・P・ステイプ「国際記述標準の理論と技法：ISAD(G)とISAAR(CPF)の活用法」pp120-121.（いずれも、アーカイブズ・インフォメーション研究会編訳『記録史料記述の国際標準』北海道大学図書刊行会、2001年）を参照。

<sup>5</sup> ISO-15489-1は、2001年に、ISO 15489-1:2001. Information and documentation — Records management — Part 1: Generalとして制定。2016年に大幅に改定され、現在は、ISO 15489-1:2016. Information and documentation — Records management — Part 1: Concepts and principlesとなっている。ISO-15489-1を紹介した邦語文献として、小谷允志「国際標準から見た日本の文書管理の課題—ISO15489の意味するもの—」『レコード・マネジメント』第45号、2002年。pp26-33. 拙稿「記録管理の国際標準ISO15489-1の改定について」『アーカイブズ』第61号、2016年。  
(<http://www.archives.go.jp/publication/archives/no061/5131>. 2019年12月15日閲覧)を参照。

<sup>6</sup> ここで「ISO16175 シリーズ」と呼ぶのは、ISO 16175-1:2010. Information and documentation — Principles and functional requirements for records in electronic office environments — Part 1: Overview and statement of principles、ISO 16175-2:2011. Information and documentation — Principles and functional requirements for records in electronic office environments — Part 2: Guidelines and functional requirements for digital records management systems、およびISO 16175-3:2010. Information and documentation — Principles

and functional requirements for records in electronic office environments — Part 3: Guidelines and functional requirements for records in business systems の3件の ISO 標準である。

<sup>7</sup>本段落の以上の記述は、田中正躬『国際標準の考え方—グローバル時代への新しい指針』（東京大学出版会、2017年）pp181-183、および佐藤靖『科学技術の現代史』（中央公論新社、2019年）pp118-120。を参照。なお、佐藤同書（同所）では、「東西冷戦」終結後において、科学技術のモジュール化や国際的な水平分業化—その典型的な製品が PC—が急速に進展していると述べられているが、このような技術環境の変化も、記録管理に係る国際標準化に影響を与えているといえるのではないか。

<sup>8</sup> Busch, Lawrence, *Standards: Recipes for Reality*. MIT Press. Paperback edition; published in 2013 (First published in 2011). p292.

<sup>9</sup> 以上、当日の報告・レジュメおよび『入門』 pp26-30.

<sup>10</sup> Oliver, Gillian, *Access Restrictions*. Dobrega, Milena ed, *Digital Archives: Management, Use and Access*. Facet Publishing, 2018. pp157-165. なお、著者の Oliver は、一方で、一般的にアクセスが制限される記録について、先住民のコミュニティなどの特定の社会的単位の構成員に対してのみ、文化的考慮からアクセスを認めるべきであるという議論も生じているとも論じており、本稿の第4節につながる論点を提示している。

<sup>11</sup> このバランスの確保において「時の経過」が重要な考慮要素となると考えられる。

<sup>12</sup> 以下、本節の記述は、McCausland, Sigrid, *Archival Public Programming*. MacNeil, Heather and Eastwood, Terry ed, *Currents of Archival Thinking: Second Edition*. Libraries Unlimited, 2017. pp225-244.による。

<sup>13</sup> 以上、本段落の記述は、Delva, Melanie, and Adams, Melissa, *Archival Ethics and Indigenous Justice: Conflict or Coexistence?* Foscarini, Florella, MacNeil, Heather, Mak, Bonnie and Oliver, Gillian ed, *Engaging with Records and Archives: Histories and Theories*. Facet Publishing, 2016. pp146-172.による。本論考のなかで、著者らは、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(Declaration on the Rights of Indigenous Peoples. 2007年に国連総会で採択)に関連した取組として、「ネイティブ・アメリカンのアーカイブ資料に関するプロトコル」(Protocols for Native American Archival Materials)策定の動きを取り上げて、示唆に富む考察を行っている。なお、同プロトコルは、2006年の策定から12年後の2018年8月、SAA評議会によって承認された。SAAは、もっと早期に承認されるべきであったと遺憾の意を表明し謝罪した (<https://www2.archivists.org/statements/saa-council-endorsement-of-protocols-for-native-american-archival-materials>. 2019年12月23日閲覧)。

<sup>14</sup>同化政策の一つとして親元から引き離された子どもたち(「盗まれた世代」)に関する記録をめぐる問題と、それらを踏まえて生み出された「参加型レコード・コンティニウム・モデル」については、清原和之「オーストラリアにおける先住民の記録の管理と記憶の継承—レコード・コンティニウム理論が拓く多元的管理の可能性—」『アーカイブズ学研究』第30号、2019年、pp4-35を参照。

また、オーストラリアにおける政府や教会、慈善団体等の施設における児童虐待に関する記録をめぐる問題については、阿久津美紀「オーストラリア王立委員会の性的虐待調査の展開と守られるべき子どもの権利—レコードキーピングが児童虐待の抑止力になるのはなぜなのか—」『レコード・マネジメント』第72号、2017年、pp15-29を参照。

<sup>15</sup> 以下、本段落の記述は、McKemish, Sue, and Piggott, Michael, *Toward the Archival Multiverse: Challenging the Binary Opposition of the Personal and Corporate Archive in Modern Archival Theory and Practice*. *Archivaria* 76 (Fall 2013), pp111-144. による。

<sup>16</sup> 政府機関記録の場合、評価選別基準策定プロセス等において「パブリックコメント」の手続き等が設けられていることがある。また、相手方・対象が寄贈元等である場合は、当然のことながら、その意思が尊重される。

<sup>17</sup> ここで「ISO23081 シリーズ」と呼ぶのは、ISO 23081-1:2017—Information and documentation — Records management processes — Metadata for records — Part 1: Principles、ISO 23081-2:2009—Information and documentation — Managing metadata for records — Part 2: Conceptual and implementation issues、および ISO/TR 23081-3:2011—Information and documentation — Managing metadata for records — Part 3: Self-assessment method の3件の ISO 標準である。

<sup>18</sup> ISO 23081-1:2017—Information and documentation — Records management processes — Metadata for records — Part 1: Principles, p11-12.

<sup>19</sup> ISO 23081-2:2009—Information and documentation — Managing metadata for records — Part 2: Conceptual and implementation issues, p7.

<sup>20</sup> ISO23081-1:2017, p12 および ISO23081-2:2009, p9 の図より、筆者作成。

<sup>21</sup> 近年のアーカイブズ記述をめぐる動向について取り扱った邦語文献として、渡辺悦子「アーカイブズ所蔵機関情報の記述に関する国際標準(ISDIAH)とその周辺—諸外国における受容と実例等について—」『北の丸』第48号、2016年、pp35-70、および寺澤正直「アーカイブズ記述の国際標準に関する近年の動き」『アーカイブズ学研究』第25号、2016年、pp79-90を参照。

<sup>22</sup> RiC の草案は、International Council on Archives Experts Group on Archival Description, Records in Contexts: A Conceptual Model for Archival Description, Consultation Draft v0.1, 2016(<https://www.ica.org/sites/default/files/RiC-CM-0.1.pdf>. 2020年1月4日閲覧)に続き、本稿執筆中に最新の International Council on Archives Experts Group on Archival Description, Records in Contexts: A Conceptual Model for Archival Description, Consultation Draft v0.2 (preview), 2019. が公表されたが、本稿では、2016年公表版の概要を紹介する。また、RiC-O 草案については本稿では紹介しないが、International Council on Archives Records in Contexts Ontology (ICA RiC-O) version 0.1, 2019.を参照(<https://www.ica.org/standards/RiC/ontology.html>. 2020年1月4日閲覧)されたい。

<sup>23</sup> Popovici, Bogdan Florin, Records in Contexts: Towards a New Level in Archival Description? Tehnični in vsebinski problemi klasičnega in elektronskega arhiviranja, Radenci, 2016, pp13-31.

<sup>24</sup> InterPARES Trust, Comments on “Records in Contexts.” 2016, December. ([https://interparestrustblog.files.wordpress.com/2016/12/interparestrust\\_comments\\_on\\_ric\\_final2.pdf](https://interparestrustblog.files.wordpress.com/2016/12/interparestrust_comments_on_ric_final2.pdf))

<sup>25</sup> 以上、当日のレジュメによる。第2回の DISCO プロジェクトの調査結果概要をまとめた報告書では、調査対象を「専門的な考古学領域における実務者」(practitioners within professional archaeology)と表現している(York Archaeologist Trust, Discovering the Archaeologists of Europe 2012-14: Transnational Report, 2014, p17. ([https://www.discovering-archaeologists.eu/national\\_reports/2014/transnational\\_report.pdf](https://www.discovering-archaeologists.eu/national_reports/2014/transnational_report.pdf). 2020年1月4日閲覧))

<sup>26</sup> 以下、本段落の2017年調査の数値等は、特に断らない限り、Robin H. Israel and Jodi Reeves Eyre: Eyre & Israel, LLC, The 2017 WARs/SAA Salary Survey: Initial Results and Analysis. 017. (<https://www2.archivists.org/sites/all/files/WArS-SAA-Salary-Survey-Report.pdf>. 2019年12月23日閲覧)による。

<sup>27</sup> A\*CENSUS については、A\*CENSUS: Archival Census & Education Needs Survey in the United States, The American Archivists vol.69, Number 2, Fall/Winter, 2006, pp291-618 . (<https://www2.archivists.org/sites/all/files/ACENSUS-Final.pdf> 2019年12月25日閲覧)および拙稿「数字で見るアメリカのアーキビストたち—米国アーキビスト協会『A-センサス』を読む—」『アーカイブズ学研究』第10号、2009年、pp88-94を参照。

<sup>28</sup> <https://www.bls.gov/oes/current/oes254011.htm> 2019年12月25日閲覧。なお、約10年前の2007年5月時点の同推計では全米のアーキビストは5,420名であった(前掲拙稿「数字で見るアメリカのアーキビストたち」93頁)。

<sup>29</sup> Executive Office of the President Office of Management and Budget, Standard Occupational Classification Manual, 2018. ([https://www.bls.gov/soc/2018/soc\\_2018\\_manual.pdf](https://www.bls.gov/soc/2018/soc_2018_manual.pdf). 2019年12月26日閲覧)

なお、国際労働機関 ILO が策定している国際標準職業分類(International Standard Classification of Occupations)の現行版(2008年版)では、アーキビストは「アーキビストおよびキュレーター」という単位で整理されており、この単位に含まれる職の例として「レコード・マネジャー」が挙げられている。(International Standard Classification of Occupations (ISCO-08) Part III: Definitions of Major Groups, Sub-Major Groups, Minor Groups and Units Groups, 2008. (<http://www.ilo.org/public/english/bureau/stat/isco/docs/groupdefn08.pdf>. 2020年1月5日閲覧))

<sup>30</sup> 以上、本段落の記述は、Kathryn A. Scanlan, ARMA v. SAA: The History and Heart of Professional Friction. The American Archivists, vol. 74. Fall/Winter 2011, pp428-450.による。

<sup>31</sup> さしあたり、濱口桂一郎『新しい労働社会—雇用システムの再構築へ—』岩波書店、2009年、海老原嗣生『お祈りメール来た、日本死ぬ—「日本型新卒一括採用」を考える—』文芸春秋、2016年を参照。